

皇族制度

. 現行制度

1 . 皇族制度の意義

世襲による皇位継承の維持。

一定の場合，天皇の国事行為を代行(摂政，国事行為の臨時代行)等。

天皇の親族を皇族とし，制度上一般の国民と異なる地位とする。

[戦後の皇室の構成の推移]・・・13頁の別表「皇室の構成の推移」参照

- ・皇位継承資格者は，現行制度制定当初（昭和22年，皇族51方皇籍離脱後）は6方。その後，概ね6～9方で推移。
- ・皇族は昭和22年の皇籍離脱後16方となる。その後，概ね15～25方で推移。

2 . 現行制度の基本

(1) 永世皇族制とする。(皇室典範第6条)

現行制度制定時に，皇族の範囲を法制度上限定することが困難と判断（形式上は永世皇族）。

皇族数は「制度の運用によって，行き過ぎもなく，行き足らずもないよう」にする（金森国務大臣（昭和21.12.11衆・皇室典範案委））。

やむを得ない特別の事由により皇籍離脱。(皇室典範第11条第2項)

(2) 皇族となる場合を，出生と婚姻に限る。

天皇及び皇族の嫡出子，嫡男系嫡出の子孫を皇族とする。

(皇室典範第6条)

天皇及び皇族は，養子をするができない。(皇室典範第9条)

天皇及び皇族男子の配偶者を皇族とする。

(皇室典範第5条，同15条)

(3) 内廷皇族と内廷外皇族との区別がある。

天皇を中心に，天皇の配偶である皇后，先代の天皇の配偶である皇太后等並びに天皇の卑属である皇太子等を内廷皇族として一つのまとまりとし，それ以外の皇族(内廷外皇族)とは制度上の区別がある。(資料2「皇室経済制度」参照)

天皇の直系であっても，独立の生計を営む認定を受けると内廷外皇族となる。

内廷外皇族の宮号・宮家は法定の制度ではない。

(4) 世数及び男性・女性による区別がある。

天皇との血縁の遠近及び性別による区別があり，2世までの男性を親王，女性を内親王とし，3世以下の男性を王，女性を女王とする。(皇室典範第6条)

皇籍離脱の在り方，皇族費の額(資料2「皇室経済制度」参照)に相違がある。

内親王，王，女王

- ・その意思に基づき皇籍離脱。(15歳以上の内親王，王，女王)
(皇室典範第11条第1項)

- ・やむを得ない特別の事由により皇籍離脱。
(皇室典範第11条第2項)

親王(皇太子及び皇太孫を除く)

- ・やむを得ない特別の事由により皇籍離脱。
(皇室典範第11条第2項)

皇族女子は，天皇及び皇族以外の者との婚姻により皇籍を離脱する。(皇室典範第12条)

．皇族制度の変遷

1．皇族の範囲

(1) 江戸時代まで・・・世数による皇族の範囲の限定。

大宝令の制定(701年)により皇族の範囲が制度化される。

皇族の範囲を世数により限定し，4世までを皇族とする。

- ・天皇の子及び兄弟姉妹を親王・内親王(皇族)とする。
- ・皇孫(2世)・皇曾孫(3世)・皇玄孫(4世)を王・女王(皇族)とする。
(5世は王・女王であるが皇族ではない。)
- ・5世以下も皇族の範囲に含まれる時期もあったが，基本は4世までが皇族の範囲とされた。

賜姓による皇籍離脱が行われる。

- ・奈良時代中頃から，賜姓による皇子孫の臣籍降下の例が増え始める。
- ・814年，第52代嵯峨天皇が皇子女に源の姓を賜り臣籍に降下することを定め，(皇孫以下ではなく)皇子の賜姓による臣籍降下がこれにより本格的に始まる。・・・財政的観点から行われた。

鎌倉時代に，世襲親王家が成立。

- ・世数を基準とする皇族の範囲の例外となる。
- ・宮号は，個人の呼び名から家名へ。

鎌倉時代：世襲親王家の成立。

古来より，皇族をその名字，地名，居所名等を冠して某宮と称することは行われていたが，これらは特定の個人に対する呼び名に止まっていた。

しかし鎌倉時代以降，殿邸・所領の伝領と共に家号としての宮号が生まれ，その後，代々親王宣下を蒙って宮家を世襲する世襲親王家が成立した。

この時代の世襲親王家は下記のとおり。その実態や所領の推移が明らかでない場合が多いが、いずれも室町時代中期から後期にかけて絶えた。

〔四辻宮〕

- ・ 1291年、第84代順徳天皇の皇子善統親王が落飾後に四辻入道親王と称され、その子も四辻宮と称されており、家号としての宮号の早い例とされる。

〔五辻宮〕

- ・ 第90代龜山天皇の皇子守良親王より始まる。
代々親王宣下を賜ったかどうか明らかではない。

〔常磐井宮〕

- ・ 龜山天皇の譲位後に誕生した皇子恒明親王(1303 ~ 1351年)より始まる。
- ・ 室町時代後期までの約250年間続き、代々(一代を除き)親王宣下を受け、世襲親王家の体裁を整えた宮家である。

〔木寺宮〕

- ・ 第94代後二条天皇の皇子^{くによし}邦良親王(1300 ~ 1326年)より始まる。
- ・ 室町時代中期まで5代(親王宣下がない王2代も含む)にわたり続いた。

室町時代 ~ 江戸時代：四親王家(伏見宮・桂宮・有栖川宮・閑院宮の四宮家)の成立。

室町時代から江戸時代に次の四親王家が成立し、明治時代に至る。

〔伏見宮〕

- ・ 室町時代、北朝第3代崇光天皇の皇子^{よしひと}栄仁親王(1351 ~ 1416年)に始まる。
- ・ 第102代後花園天皇(1428年即位)は、伏見宮第3代^{さだふさ}貞成親王の子(崇光天皇の皇曾孫)。なお、後花園天皇の後、伏見宮から皇位を継承した方はいない。
- ・ 宮の継承は、伏見宮第17代に桃園天皇の皇子^{さだもち}貞行親王を迎えた(伏見宮に貞行親王の血を引く後継はなく、伏見宮に桃園天皇の子孫はいない)が、この他は実際の血縁により継承された。

〔桂宮〕

- ・ 1589年、豊臣秀吉の奏請により第107代後陽成天皇が第106代正親町天皇の皇孫^{としひと}智仁親王に宮号(当初は八条宮と号する。その後、常磐井宮、京極宮と改称し、更に桂宮と改称した)を許し、家を創設させた。
- ・ 後継ぎに恵まれないことが多く、天皇又は上皇の皇子が宮を継承した場合も多い。
- ・ 桂宮の親王が皇位を継承した例はない。

- ・ 1862年,第120代仁孝天皇の皇女である^{すみこ}淑子内親王が宮を相続したが,1881年,同内親王の薨去により桂宮は絶えた。

〔有栖川宮〕

- ・ 創設の経緯は不明であるが,第108代後水尾天皇の時代の1625年に後陽成天皇の皇子^{よしひと}好仁親王に宮号を賜り創設された(当初は高松宮と号し,その後,有栖川宮と改称した)。皇統の備えとしての役割があったと推測されている。
- ・ 1647年に高松宮を継いでいた^{ながひと}良仁親王(後水尾天皇の皇子)が,1654年に即位し第111代後西天皇となった。
- ・ 第112代霊元天皇の皇子^{よりひと}職仁親王が有栖川宮第5代を継承し,以後実際の血縁で継承されたが,大正時代に継承者不在により絶えた。

〔閑院宮〕

- ・ 1710年,徳川幕府が新井白石の進言に基づき奏請し,第114代中御門天皇が勅許したことに始まる。
- ・ 第113代東山天皇の皇子(中御門天皇の弟)直仁親王に始まり,以後実際の血縁で継承されたが,江戸時代末に継承者が不在となり,1872年に伏見宮邦家親王の子が継承した。
- ・ 第119代光格天皇(1779年即位)は,閑院宮第2代^{すけひと}典仁親王の子(東山天皇の皇曾孫)であり,以後,今上天皇まで直系で続いている。

(2) 明治時代以降

- ・ 永世皇族制とする。
- ・ 世襲親王制度の廃止。
- ・ 宮号は家名から個人の呼び名へ。
- ・ 皇籍離脱の制度化。

幕末～明治22年(1889年)：宮家の増加。

- ・ 皇室典範制定以前(江戸時代末～明治時代初期)の宮家の創設。
四親王家の他に,仏門にあった皇族の還俗により下記の7宮家が創設され,11宮家に増加した。(ただ,明治元年聖護院宮の薨去により1宮減少し,また桂宮が明治14年に絶えたことから9宮家となる。)
青蓮院宮(還俗前)：還俗後,中川宮,その後,賀陽宮へ改称し,更に,久邇宮へと改称。
勸修寺宮(還俗前)：還俗後,山階宮へと改称。

仁和寺宮(還俗前)：還俗後，仁和寺宮と称し，その後，東伏見宮へと改称し，更に小松宮へと改称。

聖護院宮(還俗前)：還俗後，聖護院宮と称する。還俗後，明治元年薨去。

知恩院宮(還俗前)：還俗後，華頂宮へと改称。

梶井宮(還俗前)：還俗後，梶井宮と称し，その後，梨本宮へと改称。

照高院宮(還俗前)：還俗後，照高院宮と称し，その後，北白川宮へと改称。

- ・ 1868年，世襲親王家(四親王家)以外の新たに立てられた親王家については，2代以降は姓を賜って臣籍に下すとする一代皇族の制を設けたが，その後王子による宮家の継承例が見られ，次第に一代皇族の制が崩れていった。

明治22年：旧皇室典範(明治22年2月制定)による皇族の範囲の制度化。

永世皇族制とする。

(皇室の基盤を確立することが求められたこと等による。)

- ・ 皇族の範囲を世数によって限定しない。
- ・ 4世までを親王及び内親王とする。
- ・ 5世以下を王及び女王とする。

皇室典範制定後の宮家の創設

- ・ 明治25年から39年にかけて下記の5宮家が創設され，14宮家に増加。

賀陽宮，東伏見宮，朝香宮，竹田宮，東久邇宮

このうち，朝香宮，竹田宮，東久邇宮は，いずれも宮号が下賜された後，明治天皇の皇女と結婚。

なお，成^{なるひさ}久王(北白川宮)も明治42年明治天皇の皇女と結婚。

皇族以外の女子も天皇・皇族男子の配偶者となれば皇族となる。

(ただし，天皇・皇族男子と婚姻できる皇族以外の女子は，特定の華族の女子に限定されていた。)

皇族女子が臣家に嫁した場合は皇族の列を離れると規定。

(旧皇室典範制定までは，皇族女子は，天皇皇族以外の者と結婚した後も皇族の身分を有したが，そこに誕生した子は皇族とはされな

った。)

明治時代後期・大正時代～昭和22年(1947年)：旧皇室典範
制定後の変化。

皇族の範囲を直系を中心に実質的限定。

背景に、皇族増加に伴う皇室経済の問題等。

- (ア) 皇室典範増補(明治40年(1907年)) 臣籍降下の制度化。
- ・王(5世以下の男子)は、勅旨又は本人からの願いにより、家名を賜り華族になることができる。(増補第1条)
 - ・王は、勅許に依り、華族の家督相続人となり、また、華族の養子となることができる。(増補第2条)
 - ・臣籍に入った者は皇族に復することはできない。(増補第6条)
- (イ) 皇族の降下に関する施行準則(大正9年(1920年)勅定)
臣籍降下基準の制度化。
- ・天皇の傍系となった皇族は一定の世数までが皇族となり、永世皇族ではなくなる。
 - ・すなわち、王(5世以下の男子)については、長子孫の系統は8世まで皇族とし、長子以外の王は臣籍降下することになる。

昭和22年以降：現行皇室典範(昭和22年5月施行)による制度。
永世皇族制とする。

- ・親王・内親王を2世へと限定。
- ・3世以下を王・女王とする。
自らの意思により皇籍離脱が可能な皇族(王・女王)の範囲が旧皇室典範よりも広がる。

天皇に近い血縁の者に皇族の範囲を限定。

- ・昭和22年10月、皇族51方の皇籍離脱。
(戦後の皇室制度の改革に際し、皇籍を離脱)
- ・天皇及び皇族が67方から16方へ。

明治天皇・大正天皇の男系の直系により皇室を構成。

(注) 皇籍を離脱した宮家はいずれも、伏見宮の系統である。

(参考1) 皇籍復帰の例

(1) 江戸時代まで

復帰の事情は、懲戒により皇籍を剥奪された方が後に赦された場合のほか、個々の例により様々である。

- ・ 769年、第45代聖武天皇の皇女不破内親王が、第48代称徳天皇に対する呪詛事件に係わったとされ臣籍に降り、3年後の772年、皇籍に復し、内親王となる。
- ・ 884年、第58代光孝天皇の皇子定省が臣籍に降り、3年後の887年皇籍に復し、親王、皇太子となり、ついで皇位を継承した(第59代宇多天皇)。
- ・ 870年に源の姓を賜り臣籍に降りていた宇多天皇の同母兄妹が、宇多天皇の即位後の891年に、親王・内親王となり皇籍に復す。また、宇多天皇が臣籍にあった3年の間に誕生した維城(後に敦仁)、あつぎみ 齊中及び齊世は、宇多天皇の皇籍復帰により臣籍から皇籍となり、敦仁親王は後に即位し(897年)醍醐天皇となる。
- ・ 1319年、第84代順徳天皇の皇曾孫で臣籍にあった源忠房が、後宇多上皇(第91代後宇多天皇)の猶子となり、親王宣下を蒙り皇籍に復帰した。
- ・ 1330年、第89代後深草天皇の皇孫で臣籍にあった源久良が親王宣下を蒙り皇籍に復帰した。

これ以後、江戸時代末まで皇籍に復帰した例は見当たらない。

(2) 明治元年～明治22年

- ・ 伏見宮邦家親王の子で明治5年華族に列せられた方が、明治21年伏見宮に復帰し、同年、姓を賜り臣籍降下した例がある。

(3) 明治22年以降

- ・ 復帰の例はない。(明治40年の皇室典範増補では、制度上復帰ができない旨を定め、昭和22年制定の皇室典範においても復帰ができない旨を規定。)

(参考2) 養子について

(1) 江戸時代まで

皇族の養子は、古くは8～9世紀にその例が見られる(注)が、江戸時代までの養子の例は、その性格により下記のように分けることができる。

(注)・ 皇族が皇族を養子とした例

823年、親王2方と内親王1方が酒人内親王(光仁天皇の皇女)の子となる例が見られる。

- ・皇族が姓を賜り皇族以外の方の養子となった例

757年、石津王^{いわづ}が藤原の姓を賜り仲麻呂の子となる例が見られる。

皇位の継承を目的として、養子となる例

(第3回有識者会議の資料1(皇位継承の時代的変遷)7頁の記事の再掲)

(ア) 1301年、伏見上皇(第92代伏見天皇)の皇子富仁親王^{とみひと}が、後伏見上皇(第93代後伏見天皇)の猶子として第94代後二条天皇の皇太子となる(後に即位。第95代花園天皇)。

(イ) 1336年、北朝第1代光厳天皇の皇弟豊仁親王^{とよひと}が光厳天皇の猶子となり即位(北朝第2代光明天皇)。

(ウ) 1428年、北朝第3代崇光天皇の皇曾孫彦仁王^{ひこひと}(伏見宮第3代貞成親王^{さだふさ}の子)が後小松上皇(北朝第6代・第100代後小松天皇)の猶子となり即位(第102代後花園天皇)。

(エ) 1654年、第108代後水尾天皇の皇子識仁親王^{さとひと}が、兄の第110代後光明天皇の養子となり、その後(1663年)即位(第112代霊元天皇)。

(オ) 1779年、第113代東山天皇の皇曾孫兼仁王^{ともひと}(閑院宮第2代典仁親王^{すけひと}の子)が第118代後桃園天皇の養子として即位(第119代光格天皇)。

世襲親王家、寺家等の家の継承を目的として、養子となる例

(ア) 1439年に誕生し第102代後花園天皇の猶子となった第94代後二条天皇の6世孫が、1453年、親王宣下を蒙り仁和寺に入寺する。

(イ) 1471年以前に、伏見宮第4代貞常親王の子が、第103代後土御門天皇の猶子として仁和寺に入寺し、1472年に親王宣下を蒙る。

(ウ) 1605年、第107代後陽成天皇の皇子二宮が、近衛信尹の養子となり同家を継ぐ。

(エ) 1654年、第108代後水尾天皇の皇子穩仁親王^{やすひと}が、八条宮第2代智忠親王^{としただ}の養子となり八条宮を継ぐ。

親王宣下を受けることを目的として、養子となる例

(ア) 921年、宇多上皇(第59代宇多天皇)の出家後に誕生した皇子(雅明)を醍醐天皇の子として親王宣下。

(イ) 1019年、敦明親王^{あつあきら}の王子・王女を敦明親王の父に当たる三条上皇(第67代三条天皇)の子として親王宣下。

(ウ) 1455年、第94代後二条天皇の5世孫邦康王を後崇光上皇(貞成親王)の猶子として親王宣下。

- ・鎌倉時代以降、世襲親王家の成立に伴い、各宮家の継嗣は天皇又は上皇の養子となって親王宣下を受けるのが常例化した。

特定の家の子女として婚嫁することを目的として、養子となる例

(ア) 1037年、第66代一条天皇の皇孫たる女王が藤原頼通の養子となり藤原の姓を称し、入内して第69代後朱雀天皇の皇后となる。(摂関家である藤原氏が外戚関係を擬制するために行われたと解される。)

(イ) 1117年、藤原公実ふじわらのきんざねの娘が白河上皇(第72代白河天皇)の養子として入内し、第74代鳥羽天皇の皇后となる。(ただし、この養子により藤原公実の娘が皇族となることはなく、また皇后となっても皇族とはなっていない。)

(ウ) 1724年、伏見宮第14代邦永親王の王女が將軍徳川吉宗の養子となり、松江藩主松平宣維に嫁した。

(2) 明治時代以降

明治22年(1889年)2月制定の皇室典範により、養子の制度廃止。

- ・養子が廃止されたのは、皇位継承を巡っての混乱の原因となること等を防ぐため。
- ・なお、江戸以前に行われていた直系継承の擬制や世襲親王家の後継となるための養子については、皇室典範が、直系継承原則や親王の範囲を明確に規定したことや、永世皇族制を採用したことにより、実際上の必要もなくなることとなった。

昭和22年(1947年)5月施行の皇室典範も養子をすることができないとしている。

2. 天皇の配偶者・子

(1) 江戸時代まで

大宝令の制定(701年)により配偶者について制度化される。

- ・天皇の嫡妻を皇后とする。

(天皇の祖母で後の位にある者を太皇太后、母で後の位にある者を皇太后とする。)

- ・皇后は内親王より選定されることが原則。

しかし、729年、第45代聖武天皇が夫人藤原安宿媛ふじわらのあすかべひめを皇后に立てて以降、皇族以外の女子の立后が相次いだ。

ただし、皇族以外の女子は皇后となっても皇族とはされない。

- ・後宮として、妃（2名）、夫人（3名）、嬪（4名）を置く。
妃は四品以上、夫人は三位以上、嬪は五位以上とする。
- ・嫡妻以外の配偶者の子（非嫡出子）も皇族とする。

平安時代初頭以降の変化

- ・令制の妃、夫人、嬪は、平安時代中頃までに消え、代わって平安時代初頭以降出現した女御の地位が次第に上昇した。
立後は女御宣下の後を承けて行われるようになり、女御は嫡妻に準ずる地位に進んだ。

中世・近世

- ・女御宣下、立后が南北朝時代から中断。
（女御、皇后が不在。後宮女官が配偶としての地位にある。）
- ・1586年、近衛前久の娘藤原前子が、第107代後陽成天皇の女御として入内。女御が再興された。
- ・1624年、徳川秀忠の娘源和子が、第108代後水尾天皇の皇后となる。立后が再興された。

（2）明治22年～昭和22年：旧皇室典範による制度。

天皇の配偶者の位置づけの変化。

- ・后妃制度の整備。
皇后を除く后妃の制度を廃止。
- ・非嫡出子も皇族とされたが、非嫡出子の母についての制度化はなされない。
- ・配偶者となる資格を有するのは、皇族か特定の華族。
- ・皇族以外の女子も配偶者となれば皇族となる。
（旧皇室典範第30条，同第39条）
- ・皇后の敬称を「殿下」から「陛下」に改める。
天皇の配偶として天皇と共に敬意を受けるべき地位であるため。

（注）令制では、太皇太后、皇太后、皇后、皇太子に対して「殿下」の敬称を用いると定めている。（儀制令）

皇太子以外の親王、王に対して「殿下」の敬称を用いた例は稀であっ

たが、明治の皇室典範では、太皇太后、皇太后、皇后の敬称を「陛下」と定める（旧皇室典範第17条）一方、皇太子と皇太子以外の皇族の敬称として「殿下」を用いることと定めた（旧皇室典範第18条）。

（3）昭和22年以降：現行皇室典範による制度。

- ・制度上、非嫡出子を皇族としない。
- ・配偶者を皇族等特定の血統に属する者に限定しない。

（参考）皇族女子の婚姻対象等の変遷

（1）江戸時代まで

皇族女子の婚姻の範囲。

- ・内親王は4世王まで、2世から4世の女王は5世王までとしか婚姻が許されないと解されている。（継嗣令第4条）

婚姻による身分の変化の有無。

- ・8世紀末以降、皇族女子と皇族以外の男子との婚姻の例も多く見られるようになるが、その場合でも当該女子は皇族の身分を失わない。ただし、当該女子の子は皇族とはならない。

（2）明治22年～昭和22年：旧皇室典範による制度

皇族女子の婚姻の範囲。

- ・皇族女子の婚姻対象は皇族か華族の一部

婚姻による身分の変化の有無。

- ・皇族女子は、天皇及び皇族以外の者と婚姻した場合、婚姻により皇族の身分を離れる。

女性は男性の身分に従うため。

（3）昭和22年以降：現行皇室典範による制度

皇族女子の婚姻の範囲。

- ・限定はない。

婚姻による身分の変化の有無。

- ・皇族女子は、天皇及び皇族以外の者と婚姻した場合、婚姻により皇族の身分を離れる。

(別表)

皇室の構成の推移

	天皇・内廷皇族		内廷外皇族		天皇・皇族			備 考
	男性	女性	男性	女性	男性 (注1)	女性 (注2)	計	
明治 22年末 (1889)	2	3	22	18	24 23〔7〕	21 [13]	45	22.2.11 大日本帝国憲法発布 皇室典範制定
40年末 (1907)	5	6	28	33	33 32〔21〕	39 [24]	72	40.2.11 皇室典範増補
大正 9年末 (1920)	5	1	32	34	37 36〔19〕	35 [22]	72	9.5.19 皇族の降下に関する 施行準則勅定
昭和 22年 (1947) 皇籍離脱前	3	5	30	29	33 32〔11〕	34 [20]	67	22.5.3 日本国憲法施行 皇室典範施行
皇籍離脱後	3	5	4	4	7 6〔2〕	9 [5]	16	22.10.14 11宮家51方 皇籍離脱
35年末 (1960)	4	2	5	5	9 8〔5〕	7 [3]	16	34.4.10 皇太子殿下 (今上陛下)御結婚
55年末 (1980)	4	3	6	6	10 9〔6〕	9 [3]	19	
平成 元年末 (1989)	3	3	5	10	8 7〔1〕	13 [6]	21	(昭和) 64.1.7 昭和天皇崩御 今上陛下御即位
5年末 (1993)	2	4	6	13	8 7〔1〕	17 [8]	25	(平成) 5.6.9 皇太子殿下御結婚
16年末 (2004)	2	4	5	12	7 6〔1〕	16 [9]	23	

(注) 1. 内は皇位継承資格を有する方。

〔〕内は皇位継承資格を有する方のうち、それぞれの時点での皇太子殿下よりも御年少の方。

2. []内は皇統に属する方。

(参考資料)

- | | | |
|------------|------------|--------|
| 宮内庁『皇室制度史料 | 皇族一』(吉川弘文館 | 昭和58年) |
| 宮内庁『皇室制度史料 | 皇族二』(吉川弘文館 | 昭和59年) |
| 宮内庁『皇室制度史料 | 皇族三』(吉川弘文館 | 昭和60年) |
| 宮内庁『皇室制度史料 | 皇族四』(吉川弘文館 | 昭和61年) |
| 宮内庁『皇室制度史料 | 后妃一』(吉川弘文館 | 昭和62年) |
| 宮内庁『皇室制度史料 | 后妃二』(吉川弘文館 | 昭和63年) |
| 宮内庁『皇室制度史料 | 后妃三』(吉川弘文館 | 平成元年) |
| 宮内庁『皇室制度史料 | 后妃四』(吉川弘文館 | 平成2年) |
| 宮内庁『皇室制度史料 | 后妃五』(吉川弘文館 | 平成3年) |